

東京大学柏図書館施設使用細則

平成 17 年 7 月 12 日
柏 図 書 館 長 裁 定
平成 22 年 7 月 1 日改正

(目 的)

第 1 条 この細則は、「東京大学柏図書館施設使用・管理規則」第 1 2 条の規定に基づき、柏図書館の建物・設備等(以下「図書館施設」という。)の使用及び管理について、同規則に定めるもののほか必要な事項について定める。

(申込・手続)

第 2 条 共用施設を使用しようとする者は、事前に柏図書館事務（以下「事務」という。）に使用申請書（別紙）を提出し許可を受けること。

2 共用施設の使用を許可された者は、事務から使用説明書と鍵等の引渡しを受け、使用後は事務に返却し検査を受けること。

(喫煙・飲食場所)

第 3 条 喫煙場所は、図書館建物外周辺の「喫煙可」の表示がある場所とする。

2 飲食場所は、ロビー、コミュニティサロン、メディアプロムナードの指定された場所とする。

(ロビーの運用)

第 4 条 ロビーについては、館長と柏キャンパス・アメニティ室が協議して運用する。

(土曜日・日曜日・並びに祝休日の使用)

第 5 条 土曜日・日曜日・並びに祝休日については、次の事項を厳守し使用する。

(1)使用に際して、前日までに使用及び管理についての説明をうけ、指示に従うこと。

(2)使用責任者を明確にし、かつ使用申込者又は紹介者あるいはその代理人が必ず立会うこと。

(その他)

第 6 条 その他実施に関し必要な事項については、館長が別に定める。

附 則

この細則は、平成 17 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。